令和3年度第5回多良木町議会(12月定例会議)				
招集年月日令和3年12月7日				
招集の場所 多良木町議会議場				
議会日時及び	開議	令和3年12月7日	午前	10時00分
開閉宣告	散会	令和3年12月7日	午前	11時55分
	議 席 番 号	出欠氏名	議席番号	出欠氏名
応招 (不応招)	1	○ 髙橋 裕子	7	○ 源嶋 たまみ
議員及び出席	2	〇 中村 正德	8	〇 豊永 好人
欠席議員	3	○ 林田俊第	9	〇 久保田 武治
〇 出席	4	〇 坂口 幸法	10	○ 字佐 信行
× 欠席	5	〇 村 山 昇	11	○ 猪 原 清
△ 不応招	6	魚 住 憲一	12	○ 落合 健治
会議録署名議員	6番	魚 住 憲 一	9番	久 保 田 武 治
職務のため出席した 者の職氏名	事務局長	浅川英司	議事参事	山 本 美 和
	職名	氏名	職名	氏 名
	町 長		生涯学習課長	黒木 庄 一 朗
説明のため出席	副町長	塚 本 健	生涯学習課	
した者の職氏名	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博
	会計管理者	大 石 浩 文	住民ほけん課	
	総務課長	仲 川 広 人	福祉課長	新 堀 英 治
			福祉課	
	企画観光課長	林田浩之	建設課長	林田裕一
	企画観光課		建設課	
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明
	危機管理防災課	± 1:4	農林整備課	.1 44 177 37.
			産業振興課長	小 林 昭 洋
	農委事務局長	小 田 章 一	産業振興課	

会議に付した事件

報告第10号 令和3年度多良木町一般会計補正予算(第6号)

議案第28号 | 多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更について

議案第29号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めること

について

議案第30号 | 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第31号 | 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第32号 | 多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

議案第33号 | 多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第34号 | 多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第35号 ○ 令和3年度多良木町一般会計補正予算(第7号)

議案第36号 | 令和3年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

議案第37号 │ 令和3年度久米財産区特別会計補正予算(第2号)

議案第38号 令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第39号 | 令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第3号)

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

〇議長(髙橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いた しております。

ただいまから令和3年度第5回多良木町議会(12月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5番村山昇さん。

○5番(村山昇君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和3年12月1日及び本日12月7日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和3年度第5回多良木町議会(12月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について、審議をいたしました。

会議日程については、本日12月7日から12月14日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第4、報告第10号について報告を受けた後、日程第5、議案第28号から日程第16、議案第39号につきましては、本日説明のみとし、4日目の12月10日に審議・採決をお願いいたします。

なお、本日の本会議終了後と12月8日、9日は、各常任委員会を開催いたします。

12月13日及び14日は一般質問を行います。今回、6名の方より通告があっております。お手元に配付のとおりの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回、2 件の提出があっておりましたが、1 件を議員配付、1 件を議長預かりといたしました。

なお、本定例会議の運営につきましても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しておりますが、発言する際は、マスクを外して発言をお願いいたします。傍聴者の方へもマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いしております。また、感染予防対策に加え、庁舎内空調工事により、議場内でブルーヒーターを2台使用していることから、1時間ごとの換気の徹底、また、執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。以上で報告を終わります。

○議長(髙橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第20条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおりに議事を進めてまいります。

日程第1 「会議録署名議員の指名について」

〇議長(高橋裕子さん) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126条の規定により、6番魚住憲一さん、9番久保田武治さんの両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しておりますA4 判の報告用紙のとおりでございま

す。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者の監査結果及び令和3年度定期監査の結果に関する報告書並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、3番林田俊策さん。

○3番(林田俊策君) おはようございます。それではただいまから、令和3年第3回球磨郡公立 多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。

令和3年第3回の定例会は12月3日金曜日に、会期を1日とし開催されました。

- 一般質問が2件、承認が1件、議案が1件、全議案いずれも原案どおり可決されました。
- 一般質問では、あさぎり町選出の溝口議員並びに我が多良木町選出の久保田議員から行われました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団の報告を終わります。

- **○議長(髙橋裕子さん)** 次に、人吉球磨広域行政組合、6番魚住憲一さん。
- **○6番(魚住憲一君)** おはようございます。令和3年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告をいたします。

11月26日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員、日程第2、会期の決定、日程第3、行政報告があり、日程第4、認定第1号から日程第5、認定第2号の報告について、令和2年度決算特別委員会委員長の報告があり、質疑、採決の結果、原案のとおり認定することに決定いたしました。日程第7、議案第12号を除く議案ごとに質疑採決を行い、日程第6、日程第8は原案のとおり可決され、1日目は散会となりました。

以上、令和3年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告いた します。

- **〇議長(髙橋裕子さん)** 次に、上球磨消防組合、11 番猪原清さん。
- **〇11番(猪原清君)** おはようございます。上球磨消防組合定例会議の報告をいたします。

会期は令和3年11月25日、13時30分から15時21分の1日でした。ここでは、会議内容の要点のみを報告いたしますのでご了承ください。

日程第1、会議録署名議員の指名の後、あさぎり町選出の永井英治議長から辞職願の提出があったため、日程第2の後、追加日程第1から追加日程第4を追加しました。

追加日程第1から第4まで議長の辞職について全会一致で承認、日程第2、議長の選出は指名推選、多良木町選出猪原議員から、多良木町選出字佐信行議員が指名され、字佐議員を議長の当選人とすることを全会一致で承認しました。

日程第3、副議長の選挙についても指名推選とし、字佐議長が、あさぎり町選出橋本誠議員 を副議長に指名。こちらも全会一致で承認しました。追加日程第4は議長交代に伴う議席の 変更です。

このあとまた当初の日程に戻り、日程第3、報告第1号、令和2年度上球磨消防組合継続費精算報告書についての報告、日程第4、承認第1号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、原案どおり全会一致で承認されました。

日程第 5、認定第 1 号、令和 2 年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、こちらも全会一致で原案どおり認定されました。

日程第6、議案4号、令和2年度上球磨消防組合一般会計補正予算、こちらも全会一致で原 案どおり可決されました。 日程第7、一般質問。多良木町選出猪原議員から、消防車両の交通事故防止について、2点目が救急搬送時の対応等活動内容について質問があり、いずれも高畠消防長が答弁を行いました。

以上、上球磨消防組合定例会議報告を終わります。

○議長(髙橋裕子さん) これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申出があっておりますが、お手元に配付しておりますA4判の報告用紙のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

日程第3 「請願・陳情について」

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第3、請願・陳情につきましては、お手元に配付の要望文書 表のとおりでございます。

受付番号 214、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについては、議員配付といたしましたので報告いたします。

それではここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

〇町長(吉瀬 浩一郎君) おはようございます。それでは私の方から、令和 3 年度第 5 回多良 木町議会(12 月定例会議)の提案理由をご説明させていただきます。

今回審議をお願いいたします案件は、地方自治法第 180 条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定に基づき専決処分をさせていただきました、令和3年度一般会計補正予算(第6号)の報告が1件でございます。

それから条例等の案件といたしまして、多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更が1件、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例など一部を改正する条例が6件、それから令和3年度の補正予算といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして5件の以上、全部で9件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたしまして、私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4 「報告第10号」 令和3年度多良木町一般会計補正予算(第6号)

〇議長(髙橋裕子さん) 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第4、報告第10号、令和3年度多良木町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

〇総務課長(仲川広人君) 報告第 10 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書の写しを付けております。専決処分第3号、1、専決処分した事件、令和3年度多良木町一般会計補正予算(第6号)、2、専決処分の理由、新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年10月14日に衆議院が解散し、同月31日に第49回衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、歳入歳出予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第5号及び第6号の規定により専決処分したものでございます。令和3年10月15日に専決処分を行っております。

予算書の方をお願いいたします。

令和3年度多良木町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正で第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,046万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,267万8,000円としたものでございます。

この補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、それから衆議院議員選挙の経費を補正いたしております。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、款の14、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の3、衛生費国庫補助金、節の1、保健衛生費補助金で794万4,000円を計上いたしております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

款の 19、繰越金で 251 万 7,000 円を計上いたしております。この補正の一般財源として計上いたしたものでございます。

9 ページをお願いいたします。歳出でございます。款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目の 18、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費でございます。節の 12、委託料で 19 万 2,000 円、住民健康診断委託料を補正いたしております。これは新型コロナ対策によりまして、健診日数それから健診車台数の増などによるもので、予防費の方から組替えを行っているものでございます。節の 17、備品購入費で 100 万円、公共的空間安全・安心確保事業用備品ということで、これは給食センターの調理室の空調整備の分でございます。節の 18、負担金補助及び交付金で 77 万 6,000 円、負担金といたしまして、くま川鉄道事業者支援事業ということで、地域公共交通事業者支援分としまして、管内全市町村で負担をするものでございます。通常のくま川鉄道への負担率で算出をしているものでございます。

項の4、選挙費、目の3、衆議院議員選挙費で74万1,000円を補正いたしております。不足 見込額を補正いたしておりまして、選挙無料タクシー委託料につきましては、期日前投票期 間分を計上いたしたところでございます。

款の 4、衛生費、項の 1、保健衛生費、目の 10、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で 794 万 4,000 円を計上いたしております。

次のページに渡りますが、各節、説明欄のとおり、3回目接種へ対応するため、会計年度任 用職員の任用期間の延長や、年度末までに必要な経費を補正したものでございます。

11ページからは、給与費明細をつけております。

以上で報告を終わります。

〇議長(髙橋裕子さん) 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これで、報告第10号、令和3年度多良木町一般会計補正予算(第6号)を終わります。

これから上程します日程第5、議案第28号から日程第16、議案第39号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、4日目の12月10日に審議・採決をお願いしたいと思います。

日程第5 「議案第28号」 多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更に ついて

〇議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 5、議案第 28 号、多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更について説明を求めます。

新堀福祉課長。

〇福祉課長(新堀英治君) おはようございます。それでは、議案第 28 号につきましてご説明申 し上げます。

多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間の変更について。

下記のとおり多良木町立多良木学園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治 法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称 多良木町立多良木学園、所在地 多良木町大字黒肥地 6525 番地 38。
- 2、指定管理者、名称 社会福祉法人つつじヶ丘学園、代表者 理事長 栗﨑英雄、住所 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷 4180 番地 1。
- 3、指定期間の変更 令和2年4月1日から令和4年3月31日までを、令和2年4月1日から令和5年3月31日までに変更するものでございます。
- 4、指定の期間を変更したい理由 多良木町立多良木学園を民営化するに当たり、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)第11条による財産処分に係る承認申請等の手続に期間を要するためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第6 「議案第29号」 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改 正する条例を定めることについて

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第6、議案第29号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 議案第29号についてご説明申し上げます。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

今回の改正につきましては、会計年度任用職員の派遣を可能とするための改正でございます。

内容につきましては、新旧対照表の方で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

まず改正前の第 2 条、職員の派遣のところでございますが、その第 2 項、法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とするということで、第 1 号から第 5 号までここに記載はされておりますが、ここにつきましては、派遣をしない職員を規定しているものでございます。その第 2 号のところで非常勤職員となっておりますが、左側の改正のところで括弧書きで、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除くということで今回、改正をお願いするものでございます。

次に派遣職員の給与で第4条から次のページにいきますが第7条まで、改正前は給料ということで規定をいたしておりますが、今回、会計年度任用職員のパートタイムの職員も派遣可能とするために、改正後におきましては、給料の次に、又は報酬の文言を加える改正でございます。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということで規定をいたしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第7 「議案第30号」 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を 定めることについて

○議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第7、議案第30号、多良木町特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについ て説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、議案第 30 号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

今回の条例の一部改正に当たっては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことによりまして、本町の条例も国の基準に準じて定めておりますので、同様の改正を行うものでございます。

改正の主な概要は、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので書面等によることが規定または想定されるものについて、電子メールやウェブサイトの閲覧によるもの、または CD-ROM 等による伝達の方法等の電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定が追加されたもので、これらの改正を行うことで、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担の軽減と、保育所等を利用する保護者の利便性向上を図ることを目的に改正が行われたものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

改正前の目次中、第3節、特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)を第3節、特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)第4章、雑則(第53条)に改めるものでございます。これは今回、第4章雑則に、新たに第53条、電磁的記録等に関する規定を追加することによるものでございます。

次に、改正前の第5条第2項から、次のページの第6項までの規定につきましては、今回、 新たな条文として第53条に規定し直すことから削るものでございます。

次に、改正前の第38条第2項につきましては、条文中指し示す第5条第2項から第6項までの規定が削られたことにより、あわせて削るものでございます。

次のページをお願いいたします。改正前の第 42 条第 1 項第 3 号中、この号の次に及び第 4 項第 1 号を加え、同条第 4 項第 1 号中、第 3 項の次に(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を加え、、次を次に、行う者を行う施設に改めるものでございます。

第42条中の改正につきましては、国の規定にならって改正を行うものでございます。

次に、本則に第 4 章、雑則を追加し、電磁的記録等に関する新たな条文を規定するもので ございます。

次のページをお願いいたします。改正後の第53条第1項につきましては、保育施設等が記録、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されるものについて、書面等に代えて、電磁的記録により行うことができることを規定したものでございます。第2項につきましては、保育施設等がこの条例の規定による書面等の交付又は提出について、書面等が電磁的記録により作成されている場合には、

保護者の承認を得ることで、インターネット等の情報通信技術等を利用して行う方法を用いて提供ができる旨を規定したもので、これらの方法により提供した場合には、書面等を交付 又は提出したものとみなすことを規定したものでございます。

次に、第53条第2項第1号から、次のページの同条第3項につきましては、改正前の第5条第2項第1号から、同条第3項の規定を新たにこの条に規定し直したものでございます。改正後の第4項及び第5項につきましても、改正前の第5条第5項及び第6項の規定を新たにこの条に規定し直したものでございます。改正後の第6項につきましては、追加した第53条第2項から第5項までの規定について、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する場合の読み替え規定を規定したものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。 これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第8 「議案第31号」 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

- 〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 8、議案第 31 号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。 岡本住民ほけん課長。
- **○住民ほけん課(岡本雅博君)** おはようございます。それでは、議案第 31 号につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和 4 年 1 月 1 日から施行され、出産育児一時金の支給額が見直されることになりました。このことに伴い、多良木町におきましても、所要の改正が必要となったためでございます。

国民健康保険の出産育児一時金につきましては、国民健康保険法におきまして、市町村が 条例で定めることができるというふうに規定をされております。各自治体は、この健康保険 法施行令が定める額に準拠して40万4,000円と定めているところでございます。

また、産科医療補償制度加算といたしまして、当該制度の掛金に基づいた金額を加算額として支給するよう定められておりまして、現在、その掛金分の1万6,000円が加算され、これらを合わせた42万円が総額として支給をされている状況でございます。

今回の健康保険法施行令等の一部改正では、産科医療補償制度の見直しによりまして、当該制度の掛金が 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に引下げられ、4,000 円の減額というふうになっております。

しかしながら、少子化対策といたしましての重要性に鑑み、基本となる 40 万 4,000 円を 40 万 8,000 円に引き上げることで、出産育児一時金等の支給総額 42 万円を維持するというような内容になっております。

では、新旧対照表の方をお開きください。多良木町国民健康保険条例第6条中、40万4,000円を40万8,000円に改め、また同条ただし書中、1万6,000円を1万2,000円に改めます。 本町におきましても、支給総額の42万円を維持するということでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 4 年 1 月 1 日から施行することといたしまして、この条例の施行日以前に出産された被保険者につきましては、なお従前の例によることを定めております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第9 「議案第32号」 多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を 定めることについて

- **○議長(髙橋裕子さん)** 次に、日程第 9、議案第 32 号、多良木町国民健康保険税条例等の一部 を改正する条例を定めることについて説明を求めます。 東税務課長。
- **〇税務課長(東 健一郎君)** それでは、議案第 32 号、多良木町国民健康保険税条例等の一部を 改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

まず、今回の改正理由につきましてでございますが、これは全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことによりまして、国民健康保険税の改正部分については令和4年4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして、多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表の方でご説明申し上げます。次のページの方をお願いい たします。

まず表題の2段目、第1条による改正、多良木町国民健康保険税条例でございます。改正後の第3条、第4条、第5条の見出し下線部分におきまして、基礎課税額のという文言を挿入し、規定の明確化を図るものでございます。また第5条におきましては、下線部の項ずれ等に伴い、規定の整備を行うものでございます。

次の2ページでございますが、第6条におきましては、不要な規定部分であります下線部を 削除するということでございます。次に第13条におきましては、下線部をその減額後と改め まして、規定の整備を行うものでございます。

次に第23条第1項第1号におきましては、下線部の項ずれに伴い、規定の整備を行い、次の3ページ中段のア及びイでは、明確化のため基礎課税額のという文言を挿入し、規定の整備を行うものでございます。

また次の第2号及び4ページの第3号におきましても同様の規定の整備を行うものでございます。

次に、第 2 項でございますが、これは全世代対応型の社会保障制度を構築するため、未就 学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を新設するものでございます。第 1 号におきましては、未就学児分基礎課税額の減額を規定しております。

5 ページの方になりますが、アでは、7 割軽減世帯におきましての減額を 3,450 円、イでは、5 割軽減世帯においての減額を 5,750 円、ウでは、2 割軽減世帯においての減額を 9,200 円、エでは、これまで軽減がなかった世帯においての減額を 1 万 1,500 円とするものでございます。

次の第 2 号におきましては、未就学児分後期高齢者支援金等課税額の減額を規定しております。アでは、7 割軽減世帯においての減額を 1,155 円、イでは、5 割軽減世帯においての減額を 1,925 円、ウでは、2 割軽減世帯においての減額を 3,080 円、エでは、これまで軽減がなかった世帯においての減額を 3,850 円とするものでございます。

また、この改正の概要といたしましては、未就学児に対する均等割部分につきましては、7 割軽減世帯は8.5割軽減額に、5割軽減世帯は7.5割軽減額に、2割軽減世帯は6割減額に、 これまで軽減がなかった世帯は5割減額にと、それぞれ未就学児に対する軽減を拡大するも のでございます。

次に第 23 条の 2 におきましては、下線部の項ずれ等に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

次の6ページから12ページまでが第2条による改正、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例となります。内容といたしましては、下線部の項ずれ等に伴い、規定の整備を行うものでございます。

最後に、12 ページの附則部分でございますが、第 1 項の施行期日につきましては公布の日から施行することとし、ただし書部分におきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に第2項の適用区分では、前項ただし書部分に限り、改正後の条例規定は令和4年度から 適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしておりま す。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第10 「議案第33号」 多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについて

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第10、議案第33号、多良木町工場等設置奨励条例の一部を 改正する条例を定めることについて説明を求めます。

小林産業振興課長。

○産業振興課長(小林昭洋君) 議案第33号、多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

説明につきましては、別に配付しております説明資料にてご説明申し上げます。資料は本日お配りしました別添の資料でございまして、これは先日の全協で説明いたしました資料と内容につきましては同一のものでございます。

- 1、議案番号 議案第33号。
- 2、議案名 多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについて。
- 3、目的・理由 過疎地域自立促進特別措置法の期限到来によりまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整理するものでございます。
- 4、概要でございます。条例の目的ということでございますが、この多良木町工場等設置奨励条例は、当該条例により指定された適用工場等を設置した者に対し、町の固定資産税の課税免除を行い、本町産業の振興を目的とするものでございます。なお対象となる工場等は、地方交付税上の減収補てん措置が適用となる制度でございます。

次に、条例の改正の概要でございますが、過疎地域から産業振興促進区域に改めるものでございまして、旧過疎法で言う過疎地域、これは多良木町全域でございますが、新過疎法では、産業振興促進区域、多良木町の過疎地域持続的発展計画に記載された区域でありまして、こちらも同様に多良木町全域が設定されております。これに改めるものでございます。

基本的には本町全域指定ということで変更はございません。

次に各条項について主な内容のみ説明させていただきます。

- ①第1条、第2条第1項第1号及び第2号関係につきましては、条文の整理でございます。
- ②第2条第1項第3号関係につきましては、新過疎法に係る定義の追加による改正でございまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域を定義するものでございます。
- ③第3条関係につきましては、引用条項に係る改正及び条文の整理でございまして、工場等の指定につきまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する

法律に係る省令と、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る省令から引用する条項を改正しまして、その他条文を整理するものでございます。

裏面をお願いいたします。

- ④第 4 条関係につきましては、こちらも引用条項に係る改正及び条文の整理でございまして、固定資産税の課税免除につきまして、多良木町税条例から地方税法に引用する法律名及び条項を改正しまして、その他条文を整理するものでございます。
 - (5)第5条関係でございますが、こちらにつきましては条文の整理のみでございます。

最後になりますが、施行期日等でございますが、公布の日から施行、改正後の規定は令和3 年4月1日から適用とするものでございます。

以上で説明終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第 11 「議案第 34 号」 多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めること について

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第11、議案第34号、多良木町営住宅条例の一部を改正する 条例を定めることについて説明を求めます。

林田建設課長。

〇建設課長(林田裕一君) 議案第 34 号、多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、町営住宅口の坪住宅におきまして、昭和 36 年に建設されておりました住宅を、令和3年度におきまして1棟取壊しを行いましたので、その部分の改正をお願いするものでございます。

次のページの新旧対照表をお開きください。右側の改正前の別表第3条関係におきまして、 団地名 口の坪、建設年度 昭和36年、構造 木造瓦葺平屋建、形式 3K、面積 28.93平 方メートル、戸数 1戸。この部分を取壊しにより、別表から削除するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋裕子さん) ここで暫時休憩といたします。

(午前 10 時 53 分休憩)

(午前11時03分開議)

〇議長(髙橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 「議案第35号」 令和3年度多良木町一般会計補正予算(第7号)

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第12、議案第35号、令和3年度多良木町一般会計補正予算 (第7号) について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 議案第35号についてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 943 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 80 億 2,211 万円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の補正を行っております。

第3条では地方債の補正を行ったところでございます。

今回の補正につきましては、まず債務負担行為の追加におきまして、中学校校舎改築事業費の令和 4 年度校舎改築工事分の限度額の計上、それから中学校校舎改築事業補助金の国土強靱化分の増額計上、子育て世帯への臨時特別給付金事業関係予算の計上、その他、年度末までの各事務事業の増減額を補正をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございまして、追加でございます。事項の4で、多良木中学校校舎改築事業費、期間を令和4年度、限度額を金10億900万円也といたしております。下の方に参考として記載しておりますが、総事業費が16億7,540万円でございます。それぞれ令和3年度、令和4年度、内訳を監理業務委託、それから校舎改築工事ということで、それぞれ内訳を記載しております。

次に事項の 5 でございますが、人吉球磨スマートインターチェンジ整備に係る公債費負担 金といたしまして、期間を令和 4 年度から令和 16 年度まで、限度額につきましては、人吉・ 球磨スマートインターチェンジ協議会において定められた負担割合で算出された公債費負担 金に相当する額ということで記載をいたしております。

これにつきましては、これまで予算の議決により支出を行ってきましたが、これにつきましては、人吉市が代表して借り入れをしまして、管内市町村で負担割合により支出をすることになっております。実質的に公債費と同様の扱いになりますために、今回、管内市町村とも同様に債務負担行為を設定することといたしたところでございます。

次に7ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。まず追加といたしまして、 起債の目的欄で5、緊急自然災害防止対策事業債で、限度額を290万円といたしております。

これにつきましては、単県急傾斜地崩壊対策事業の追加による借入れを行うものでございます。

次に変更で、起債の目的欄で 2、過疎対策事業債で、補正後の限度額を 5 億 5,890 万円とするものでございます。1 億 7,800 万円の減額となりまして、これは中学校校舎改築事業分を減額をするものでございます。

次に起債の目的欄の4ですが、災害復旧事業債で、補正後の限度額を2,770万円とするものでございます。6,910万円の減額になりますが、これは補助率の増によるものでございます。

次に 10 ページをお願いいたします。事項別明細書で予算の内容を説明させていただきます。まず歳入でございますが、款の 14、国庫支出金、項の 1、国庫負担金、目の 1、民生費国庫負担金、補正額を 581 万 4,000 円を計上いたしております。年度末までの所要額などを見込んでの補正でございます。

項の 2、国庫補助金、目の 2、民生費国庫補助金、節の 2、児童福祉費補助金で 7,605 万 2,000 円を計上いたしております。説明欄の 2 段目、3 段目になりますが、子育て世帯への臨時特別給付金事業費、また事務費が主でございます。

目の 5、土木費国庫補助金、節の 2、住宅費補助金で 137 万 5,000 円の減額をいたしております。社会資本整備総合交付金で、事業実績見込みによる変更交付決定によるものでございます。

目の6、教育費国庫補助金、節の1、小中学校費補助金で2億1,210万6,000円を計上いたしております。学校施設環境改善交付金事業ということで、中学校改築の1期工事分でございます。危険校舎改築事業の交付決定分でございます。

款の15、県支出金、項の1、県負担金、目の1、民生費県負担金で289万5,000円を計上いたしておりますが、先ほどの民生費国庫負担金に合わせての補正でございます。

次のページをお願いいたします。項の 2、県補助金、目の 1、総務費県補助金、節の 3、球磨川水系防災・減災ソフト対策等県補助金で633万3,000円を計上いたしております。こちらは久米小学校体育館避難所整備事業の増でございます。

目の4、農林水産業費県補助金、節の1、農業費県補助金の説明欄の2段目でございますが、

攻めの園芸生産対策事業費県補助金で170万1,000円を減額いたしております。これは導入実績による減でございます。節の3、林業費県補助金、説明欄の森林環境保全直接支援事業費県補助金で612万円の減でございます。これは作業道荒水線災害復旧事業費の減でございます。

次の熊本県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金で197万5,000円を増額しております。交付額の変更によるものでございます。

目の7、災害復旧費県補助金、節の1、林業用施設災害復旧費県補助金で9,134万7,000円を計上いたしております。これは令和2年災分で、発注箇所、事業費、また補助率の変更に伴う増でございます。

12 ページをお願いいたします。款の17、寄附金、目の2、指定寄附金で2,031 万7,000 円を計上いたしております。説明欄にありますとおり、多良木町ふるさと応援寄附基金ということで、昨年度と比較しまして増加傾向にあっております。返礼品の経費も年明けが1番必要なために今回、補正をお願いするものでございます。

款の18、繰入金、項の1、基金繰入金で節の1、多良木町減債基金繰入金で7,358 万6,000 円を減額いたしております。減債基金の取りくずしでございますが、今回、中学校改築補助 金等の特定財源の増額補正によりまして、当初予算で財源調整のために取りくずしを予定し たものを、一部減額して今回補正の財源の調整を行ったところでございます。

款の 20、諸収入、項の 4、雑入でございます。右側の説明欄のところでございますが、まず1番上のたらぎ農林商工祭負担金が 300 万円の減で、これは中止のためでございます。3 行目の後期高齢者医療市町村療養給付費負担金過年度分精算金で 2,094 万 5,000 円を計上いたしております。これは令和 2 年度分の精算でございます。

次のページをお願いいたします。款の21、町債でございます。目の5、土木債で節の3、緊急自然災害防止対策事業債で290万円を計上いたしております。単県急傾斜地崩壊対策事業で、里の城地区の県営事業の負担分でございます。

目の7、教育債、節の2、学校教育施設等整備事業債で1億7,800万円を減額いたしております。中学校校舎改築事業で、補助金が増えた分でございます。

目の8、災害復旧債、節の2、林業用施設災害復旧事業債6,910万円の減額でございます。 事業費、それから補助率の増により町債を減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。歳出でございます。まず款の2、総務費、項の1、総務管理費、目の6、庁舎維持管理費で415万4,000円を計上いたしております。各節、それから説明欄のとおり、庁舎の電気料、上下水道料ともに、年度末までの不足分を見込んで計上いたしております。また空調工事に伴います暖房関係経費も補正をいたしております。

目の7、施設管理費、節の10、需用費で147万3,000円、修繕料を計上いたしております。 これは元下槻木小学校の給水施設の貯水槽及びホースが経年劣化しておりまして、漏水がし ておりますために修繕を行うものでございます。

目の 10、まちづくり推進事業費で 1,360 万 4,000 円を減額を行っております。これは農林 商工祭の中止に伴います経費の減額でございます。

次のページをお願いいたします。目の14、基金費、節の24、積立金で609万5,000円を計上いたしております。多良木町ふるさとづくり納税寄附基金積立ということで、歳入の寄附金の3割分を補正をいたしております。

目の 18、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で節の 12、説明欄の押印省略見直し支援業務委託料で 100 万円を計上いたしております。押印省略に伴いまして、職員の出勤、休暇、その他届出手続関係をシステム化するために今回、計上をいたしております。節の 18、負担金補助及び交付金で、まず負担金で営業時間短縮要請負担金で 202 万 4,000円を計上いたしております。こちらは県が支出します協力金の町の負担見込み分を補正いたしております。補助金で、新型コロナウイルス感染症感染防止対策設備等導入補助で 605 万

7,000円を減額いたしております。これは実績に伴います減額でございます。

次のページをお願いいたします。まん延防止重点措置事業継続支援事業補助が減額といたしまして、その次に新型コロナウイルス感染症対策商工業等事業継続支援金に 2,780 万円を計上いたしております。上段の事業から支援制度を見直しまして組替えているものでございます。次の交付金で暮らし応援事業交付金を 171 万 4,000 円を減額いたしております。こちらも実績に伴います減でございます。

目の19、ふるさと納税推進事業費、節の18、負担金補助及び交付金で、補助金で1,422万2,000円を計上いたしております。ふるさと応援寄附事業補助ということで、寄附金の補正に伴います増額補正でございます。

項の 2、徴税費、目の 1、税務総務費、節の 3、職員手当等で 135 万 6,000 円を計上いたしております。超過勤務手当ということで、主に住民税の課税、それから税の申告業務分を年度末まで見込んでの補正でございます。

目の2、賦課徴収費、節の22、償還金利子及び割引料で200万円を減額いたしております。 過誤納還付金、還付加算金でございますが、当初におきましては、新型コロナの影響により ます法人税の歳出還付の増加を見込んでおりましたが、実績として少なかったために減額を するものでございます。

次のページをお願いいたします。項の 4、選挙費、目の 3、衆議院議員選挙費 129 万 2,000 円を減額いたしております。執行経費の精算による増減を行っております。

18 ページをお願いいたします。款の 3、民生費、項の 1、社会福祉費、目の 4、障害者福祉費、節の 19、扶助費で 234 万 9,000 円を計上いたしております。介護・訓練等給付費ということで、年度末までの見込額の補正でございます。節の 22、償還金利子及び割引料で 1,085 万 5,000 円を補正しております。国県補助金等返納金でございまして、令和 2 年度給付分でございます。

目の6、介護保険費、節の27、繰出金で342万3,000円を計上いたしております。介護保険特別会計の繰出金ということで、年度末までの見込額に対します一般会計の負担分でございます。

次のページをお願いいたします。項の 2、児童福祉費、目の 1、児童福祉総務費、節の 7、報償費で 95 万円を計上いたしております。出産祝い金ということで、当初予算の見込み数よりも増加をしているというところでございます。節の 19、扶助費で 920 万 3,000 円を計上いたしております。障害児通所支援事業ということで、実績に基づきます利用予定数分を増額をいたしております。

目の2、児童措置費、節の22、償還金利子及び割引料で106万1,000円を計上いたしております。国県補助金等返納金で、令和2年度の事業分でございます。

目の 5、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費で 7,519 万 5,000 円を計上いたしております。国の経済対策に基づく補正でございまして、現在の見込額で交付金、それから事務費を計上いたしております。

款の4、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、保健衛生総務費で99万5,000円を計上いたしております。各節、それから説明欄のとおり、これは産休及び育休代替の会計年度任用職員分を補正をいたしております。

20 ページをお願いいたします。下の方になりますが、款の 6、農林水産業費、項の 1、農業費、目の 2、農業総務費で節の 17、備品購入費でございます。169 万 9,000 円で公用車ということで計上いたしております。産業振興課所管の公用車が、経年劣化によります不具合が頻発しておりますので今回、更新を予定するものでございます。

以前、全協で説明してあります、事故で廃車の税務課の公用車につきましては、来年度の 当初予算で計上いたしまして、年度内につきましては、今回の公用車を税務課と融通して対 応していくというところでございます。

次のページをお願いいたします。目の 3、農業振興費、節の 18、負担金補助及び交付金で説明欄の補助金でございます。廃プラスチック類処分補助で 100 万円を計上いたしておりますが、これは処分費用の増加分でございます。次の攻めの園芸生産対策事業補助で 190 万2,000円の減額でございます。こちらは事業実績による減でございます。

目の 10、農地費、節の 10、需用費で 100 万円、修繕料を計上いたしております。これは槻木地区の用水路の維持補修分でございます。

23 ページをお願いいたします。款の 8、土木費、項の 2、道路橋りょう費、目の 1、道路橋りょう総務費で、節の 18、負担金補助及び交付金に 294 万 7,000 円、負担金といたしまして単県急傾斜地崩壊対策事業でございます。里の城地区の法枠工で、負担割合は 3 分の 1 でございます。

目の 4、社会資本整備総合交付金道路事業費で、補正額はゼロでございますが、各節、説明欄のとおり組替えを行っております。町道馬門宮ケ野線舗装打ち替え工事を増額しております。

款の 9、消防費、項の 1、消防費、目の 4、災害対策費に 996 万 5,000 円を計上いたしております。需用費、それから修繕料、それから工事請負費につきましては、久米小学校の体育館分でございます。便器数の増加及びバリアフリー法によります整備内容が変更となるために今回、計上するものでございます。

24ページをお願いいたします。款の10、教育費、項の3、中学校費、目の3、中学校校舎改築事業費で節の12、委託料で2,452万円の減額を行っております。校舎改築工事監理業務委託料ということで、改築工事と同様に、本年度につきましては前金払い額に相当する額を残しまして、あと残額は翌年度に計上するために今回、減額を行っております。

項の 5、保健体育費、目の 3、学校給食費、節の 10、需用費で 148 万円を燃料費といたしまして計上いたしております。こちらは燃料高騰による影響を受けての補正でございます。次のページをお願いいたします。

款の11、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費で目の1、農業用施設災害復旧費、 節の18、負担金補助及び交付金で80万円を負担金として計上いたしております。令和2年7 月豪雨百太郎溝流入土砂しゅんせつ事業ということで、関係町村で案分して負担をするもの でございます。

目の 2、林業用施設災害復旧費、節の 12、委託料で、まず説明欄の測量設計委託料ですが 100万円を減額。こちらは作業道荒水谷線分でございます。令和 2 年災地質調査業務委託料で 1,351 万 9,000 円の減を行っております。実績による減でございます。節の 14、工事請負費で、説明欄の令和 2 年災林業用施設災害復旧費で 1,811 万 4,000 円を増額いたしております。発注年度を検討いたしまして、これは路線ごとには増減を行っているところでございます。次の作業道災害復旧工事で 800 万円の減額を行っております。槻木地区の県道の車両通行規制などを考慮しまして、これは翌年度へ計上するために今回、減額を行っております。

款の12、公債費、目の1、元金で73万5,000円を計上いたしております。臨時財政対策債の利率変更に伴いまして元利償還の元金が増となったものでございます。

あと 26ページから給与費明細書を添付いたしております。

それから 31 ページに債務負担行為の調書、32 ページに地方債の調書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 13 「議案第 36 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第 2 号)

- ○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第13、議案第36号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について説明を求めます。
 岡本住民ほけん課長。
- **〇住民ほけん課(岡本雅博君)** 議案第36号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計(事業 勘定)補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。

令和3年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)は、次に定める ところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 536 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 936 万 3,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細にてご説明いたします。6ページをお開きください。まず歳入でございますが、款の3、県支出金、項の1、県補助金、目の1、保険給付費等交付金で1億490万円の増額でございます。これは今年度におきます療養給付費が昨年と比較いたしまして、大幅に増額していることによるものでございます。

次に款の 6、繰越金、項の 1、繰越金、目の 1、その他繰越金で 46 万 9,000 円の増額でございます。これ歳出予算の財源として計上したところでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございますが、節の 3、職員手当等で、超過勤務手当 46 万 9,000 円の増額をお願いするものでございます。先般、県の指導監査がございましたが、予想していた以上に資料の作成に時間を要したということから、年度末までの予算に不足が生じる見込みとなったためでございます。

次に款の 2、保険給付費、項の 1、療養諸費、目の 1、一般被保険者療養給付費で 9,890 万円の増、また項の 2、高額療養費、目の 1、一般被保険者高額療養費で 600 万円の増でございます。いずれも前年度と比較いたしまして、支払い額が大幅に増えているためでございます。特に療養給付費につきましては、昨年度の1か月当たりの平均額が 6,366 万円であったのに対しまして、今年度は 7,282 万円と、900 万円以上増えていることから増額の補正をお願いするものでございます。

8ページ以降につきましては給与費明細書を添付しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 14 「議案第 37 号」 令和 3 年度久米財産区特別会計補正予算(第 2 号)

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第14、議案第37号、令和3年度久米財産区特別会計補正予 算(第2号)について説明を求めます。

水田農林整備課長。

〇農林整備課長(水田寛明君) 議案第37号についてご説明をいたします。

令和3年度久米財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

今回の補正につきましては、木材価格の高騰、利用間伐の出材量の増加に伴いまして補正 を行うものでございます。

内容につきましては事項別明細書で説明いたしますので、5ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入ですけれども、款の1、財産収入、項の2、財産売払収入、目の1、不動産売払収入、こちらで650万8,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては立木代金ということで、成尾地区の方で利用間伐を行っております。そちらの販売額の増

加ということで今回、計上させていただいております。

その下の款の 2、繰入金、項の 1、基金繰入金、目の 1、財産区基金繰入金、こちらでマイナス 396万2,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては基金とりくずしという形になりますが、間伐の収入の増加によりまして、今年度は基金をとりくずさずに運営ができるというもので今回、ゼロに落とさせていただいております。

その下の款の 3、繰越金、項の 1、繰越金、目の 1、繰越金、こちらで 193 万 9,000 円の増額を計上させていただいております。こちらにつきましては決算により確定いたしましたので今回、計上させていただいております。

その下の款の 5、県支出金、項の 1、県補助金、目の 1、農林水産業費県補助金、こちらで 53 万 2,000 円の増額を計上させていただいております。こちらにつきましては、森林環境保全整備事業費県補助金になりまして、利用間伐におきまして、1 ヘクタール当たりの出材量が 増加したため、ヘクタール当たりの補助金単価が上がったということで今回、増額の補正をお願いするところでございます。

続きまして6ページをお開きいただきたいと思います。歳出になります。款の2、財産造成費、項の1、管理費、目の1、財産造成管理費になります。こちらの方が補正額223万3,000円を計上させていただいております。まず節の需用費になりますが、修繕費になります。こちらで100万円計上させていただいております。こちらにつきましては作業道宮床線、白木神社から上がる方の道になりますけれども、そちらの方の路面整備の方をさせていただきたいというところで計上させていただいております。

その下の委託料につきましては 123 万 3,000 円、増額補正をお願いしております。伐出費につきましては利用間伐におきまして、山の土場から市場までの運搬費、そういったものが含まれますが、そちらの出材量が増加したために 52 万 5,000 円を計上させていただいております。

その下の森林環境保全整備事業、こちら補助事業になりますけれども、こちらも 1 ヘクタール当たりの出材量が増加したことによりまして、この委託料の方も増加したということで70 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。

その下の款の 3、積立金、項の 1、積立金、目の 1、積立金になりますけれども、こちらで 278 万 4,000 円の補正を計上させていただいております。こちら基金積立金ということで、今回の補正によりまして歳入の方が増額というふうになりましたので、基金積立ての方を増や させていただきたいというふうに思っております。

以上で説明終わります。よろしくお願いします。

日程第 15 「議案第 38 号」 令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第15、議案第38号、令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明を求めます。

林田建設課長。

〇建設課長(林田裕一君) 議案第38号、令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

令和3年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる ものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 834 万 2,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、会計年度任用職員の雇用、それから下水道事業分担金の一括納付によります報奨金等の増額補正となっております。

それでは中身につきましてご説明申し上げます。5ページをお開きください。まず歳入になりますが、款の3、財産収入、項の1、財産運用収入、目の1、利子及び配当金でございますが、1万5,000円の減額としております。こちらにつきましては、下水道事業基金利子の利率の低下による決算見込みによる減額としております。

次に款の 4、繰入金、項の 1、他会計繰入金、目の 1、繰入金で 47 万 4,000 円を増額しております。こちらにつきましては歳出の方でご説明申し上げますが、会計年度任用職員を雇用する予定としておりまして、一般会計の方から繰出金をお願いするものでございます。

次の款の 5、繰越金、項の 1、繰越金、目の 1、繰越金につきましては、歳出予算の財源と するため予算化するものでございます。

款の 6、諸収入につきましては、会計年度任用職員の雇用保険料個人負担金ということで 1,000 円を予算化するものでございます。

次のページ6ページをお開きください。歳出でございます。款の2、下水道維持管理費、項の1、一般管理費、目の1、一般管理費で、補正額52万6,000円の増額をお願いするものでございます。先ほど歳入では申しましたが、会計年度任用職員を雇用したいので、節の1、節の4、それから節の8、それらにつきましては会計年度任用職員の必要経費ということでお願いするものでございます。

節の 7、報償費でございますが、こちらにつきましてが、下水道事業受益者負担金 13 万円を一括納付していただいた方々に一括納付報奨金として、1 件当たり 1 万 3,000 円をお支払いしておりますので、その部分をお願いするものでございます。

節の 24、積立金としまして 1 万 5,000 円の減額をしております。今年度の預金利息の収入 見込みが 1 万 5,000 円減額でございましたので、積立金の方も 1 万 5,000 円減額をさせていた だくものでございます。

7ページ以降につきましては、給与費明細書を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 16 「議案第 39 号」 令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第16、議案第39号、令和3年度多良木町介護保険特別会計 補正予算(第3号)について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、議案第39号、令和3年度多良木町介護保険特別会計補正 予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,582万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,045万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、年度末までの保険給付費及び地域支援事業費並びにその他の 事務費の支出を見込んだ結果、予算に不足が生じることが見込まれますことから、その不足 分について補正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。5ページをお願いいたしま す。まずは歳入でございますが、今回の補正で、介護給付費に関する歳出予算を 1,394 万 2,000 円と、地域支援事業費の支出予算を 23 万 3,000 円増額しておりますので、その財源分を補正しております。

それでは款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、介護給付費負担金、節の1、現年度分としまして278万8,000円の増。負担率は20%でございます。

次に項の 2、国庫補助金、目の 2、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、節の1、現年度分としまして5万9,000円の増。負担率は25%でございます。

次に款の 4、支払基金交付金、項の 1、支払基金交付金、目の 1、介護給付費交付金、節の 1、現年度分としまして 376 万 4,000 円の増。目の 2、地域支援事業支援交付金、節の 1、現年度分としまして 6 万 3,000 円の増。それぞれの負担率は 12.5%でございます。

款の5、県支出金、項の1、県負担金、目の1、介護給付費負担金、節の1、現年度分としまして174万2,000円の増。次に項の2、県補助金、目の1、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、節の1、現年度分としまして2万9,000円を計上しております。項の1、県負担金、項の2、県補助金の負担率につきましては27%でございます。

次のページをお願いいたします。款の 7、繰入金、項の 1、一般会計繰入金のうち、目の 1、介護給付費繰入金及び目の 3、地域支援事業繰入金につきましては、負担率 12.5%分を、目の 2、その他一般会計繰入金につきましては、歳出予算の補正で事務費を増額補正しておりますので、その同額をそれぞれ町の一般会計から繰り入れるものでございます。

款の7、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の1、介護給付費繰入金、節の1、現年度分でございます。174万2,000円の増。目の2、その他一般会計繰入金、節の1、事務費繰入金165万2,000円の増。目の3、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)、地域支援事業費(総合事業)現年度分の繰入金としまして2万9,000円の増で計上しております。

次に款の 8、繰越金、項の 1、繰越金、目の 1、繰越金でございます。今回の補正に伴います財源調整予算として 396 万 1,000 円を計上しております。補正後の予算可能額は 7,966 万 3,000 円でございます。

次に、歳出予算の補正につきましてご説明いたします。7 ページをお願いいたします。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費、節の12、委託料でございます。1 万2,000円の増。この委託料は、国保連の介護給付費等審査支払事務に係る共同処理委託料の分でございます。

次に項の3、介護認定審査会費、目の1、認定調査等費、節の11、役務費164万円の増でご ざいます。介護認定審査に係る主治医意見書の作成手数料分でございます。

次に款の 2、保険給付費、項の 1、介護サービス等諸費から項の 3、高額介護サービス等費までの補正につきましては、現在までの支出が当初の見込みより増加傾向にあり、今後も同水準で推移した場合、予算に不足が生じることが見込まれますことから、補正をお願いするものでございます。

款の2、保険給付費、項の1、介護サービス等諸費、目の1、介護サービス等諸費、節の18、 負担金補助及び交付金、負担金でございます。こちらは介護サービス給付費でございますが、 1,017万4,000円の増。主に居宅介護サービスに関する支出の増によるものでございます。

項の2、介護予防サービス等諸費、目の1、介護予防サービス等諸費、節の18、負担金補助及び交付金、こちらも負担金でございますが115万5,000円の増。内訳としまして、介護予防福祉用具購入費2万3,000円、介護予防サービス給付費113万2,000円でございます。

次に項の3、高額介護サービス等費、目の1、高額介護サービス等費、節の18、負担金補助及び交付金、負担金でございますが253万4,000円の増。内訳としまして、高額介護サービス費251万7,000円、高額介護予防サービス費1万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。款の 2、保険給付費、項の 4、高額医療合算介護サービス等費、目の 1、高額医療合算介護サービス等費、こちらにつきましては、一般財源から特定財

源に財源組替を行っております。

項の5、その他諸費、目の1、審査支払手数料、節の11、役務費、こちら手数料でございます。7万9,000円の増。国民健康保険団体連合会への審査支払手数料でございます。

項の 6、特定入所者介護サービス等費、目の 1、特定入所者介護サービス等費、こちらも一般財源から特定財源に財源組替を行っております。

次に款の3、地域支援事業費、項の1、介護予防・生活支援サービス事業費の補正につきましても、年間の所要額を見越したところで不足分を計上しております。目の1、介護予防・生活支援サービス事業費、節の18、負担金補助及び交付金、こちらも負担金でございます。第1号訪問事業負担金でございますが10万9,000円の増。目の2、介護予防ケアマネジメント事業費、節の12、委託料、介護予防ケアマネジメント委託料でございますが12万円の増。総合事業サービス利用者のケアプラン作成に係る委託料の分でございます。

次のページをお願いいたします。款の 3、地域支援事業費、項の 1、介護予防・生活支援サービス事業費、目の 3、高額介護予防サービス費相当事業等費、節の 18、負担金補助及び交付金、負担金でございます。高額医療合算介護予防サービス費相当事業費 4,000 円の増でございます。

次の款の 3、地域支援事業費、項の 1、一般介護予防事業費、目の 1、一般介護予防事業費につきましては、一般財源から特定財源への財源組替を行っております。款の 4、基金積立金、項の 1、基金積立金、目の 1、介護保険給付基金積立金、節の 24、積立金でございます。こちらは多良木町介護保険給付積立金の基金利子となっておりまして 2,000 円の増でございます。本年度の利子分は 2,661 円でございました。

これで介護保険特別会計補正予算に係る説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋裕子さん) 以上で、日程第5、議案第28号から日程第16、議案第39号までの説明 が終わりました。

以上の議案については、12月10日に審議・採決を行います。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

(午前11時55分散会)